

片岸地区
復興まちづくり協議会・地権者連絡会

平成29年11月6日（月）

18：30～

開催場所：鵜住居地区生活応援センター

次 第

1. 市長からの挨拶
2. 本日の主旨とこれまでの経緯
3. まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて
4. 町界町名変更について
 - (1) 町界町名変更の必要性について
 - (2) 町界町名変更のスケジュールについて
 - (3) 住所について
 - (4) 町界町名変更「案」の検討について
 - (5) 地割界（町界）の現状について
 - (6) 町界町名変更案について
 - (7) アンケートの実施について
5. 片岸公園の整備について
6. 消防水利・街路灯の整備について
7. 集会所・消防屯所の整備について
8. JR山田線復旧の進捗状況について
9. 意見交換

1. 市長からの挨拶

2. 本日の主旨とこれまでの経緯

本日は、お忙しい中お集まりいただきありがとうございました。

今回のまちづくり協議会・地権者連絡会は

- ・ **まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて**
- ・ **町界町名変更について**
 - (1) **町界町名変更の必要性について**
 - (2) **町界町名変更のスケジュールについて**
 - (3) **住所について**
 - (4) **町界町名変更「案」の検討について**
 - (5) **地割界（町界）の現状について**
 - (6) **町界町名変更案について**
 - (7) **アンケートの実施について**
- ・ **片岸公園の整備について**
- ・ **消防水利・街路灯の整備について**
- ・ **集会所・消防屯所の整備について**
- ・ **JR山田線復旧の進捗状況について**

について、次第に沿いながら御説明させていただきます。

これまでの経緯①

- 平成25年6月23日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・復興事業実施スケジュールについて
 - ・県道吉里吉里釜石線の整備について ほか
- 平成25年9月28日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・土地区画整理事業スケジュールの見直しについて
 - ・土地区画整理事業の進捗について ほか
- 平成26年4月24日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・鵜住居川水門及び片岸海岸防潮堤について
 - ・土地区画整理事業の進捗状況について
 - ・工事計画等について
- 平成27年3月4日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・工事進捗状況及びスケジュールについて
 - ・災害復興公営住宅について
 - ・産業道路整備事業及び雨水排水整備事業について ほか

これまでの経緯②

- 平成28年3月30日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・工事進捗状況及びスケジュールについて
 - ・他の復旧・復興事業について ほか
- 平成28年12月6日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・工事進捗状況及びスケジュールについて
 - ・鵜住居川水門・片岸海岸防潮堤について ほか
- 平成29年5月22日 復興まちづくり協議会・地権者連絡会
 - ・まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて
 - ・ラグビーワールドカップ2019釜石開催に向けて ほか

3. まちづくり計画の進捗状況及びスケジュールについて

【計画の考え方】

◆安全・安心の確保

- ①市街地は平均1.1m程度**嵩上げ**
- ②**国道45号**を円滑な線形に整備
- ③**水門及び防潮堤**(標高14.5m)を整備
- ④公園は、市民の利便性を考慮し配置
- ⑤道路整備に併せて、**上下水道施設**を整備
- ⑥宅地が区画道路に接道するように配置

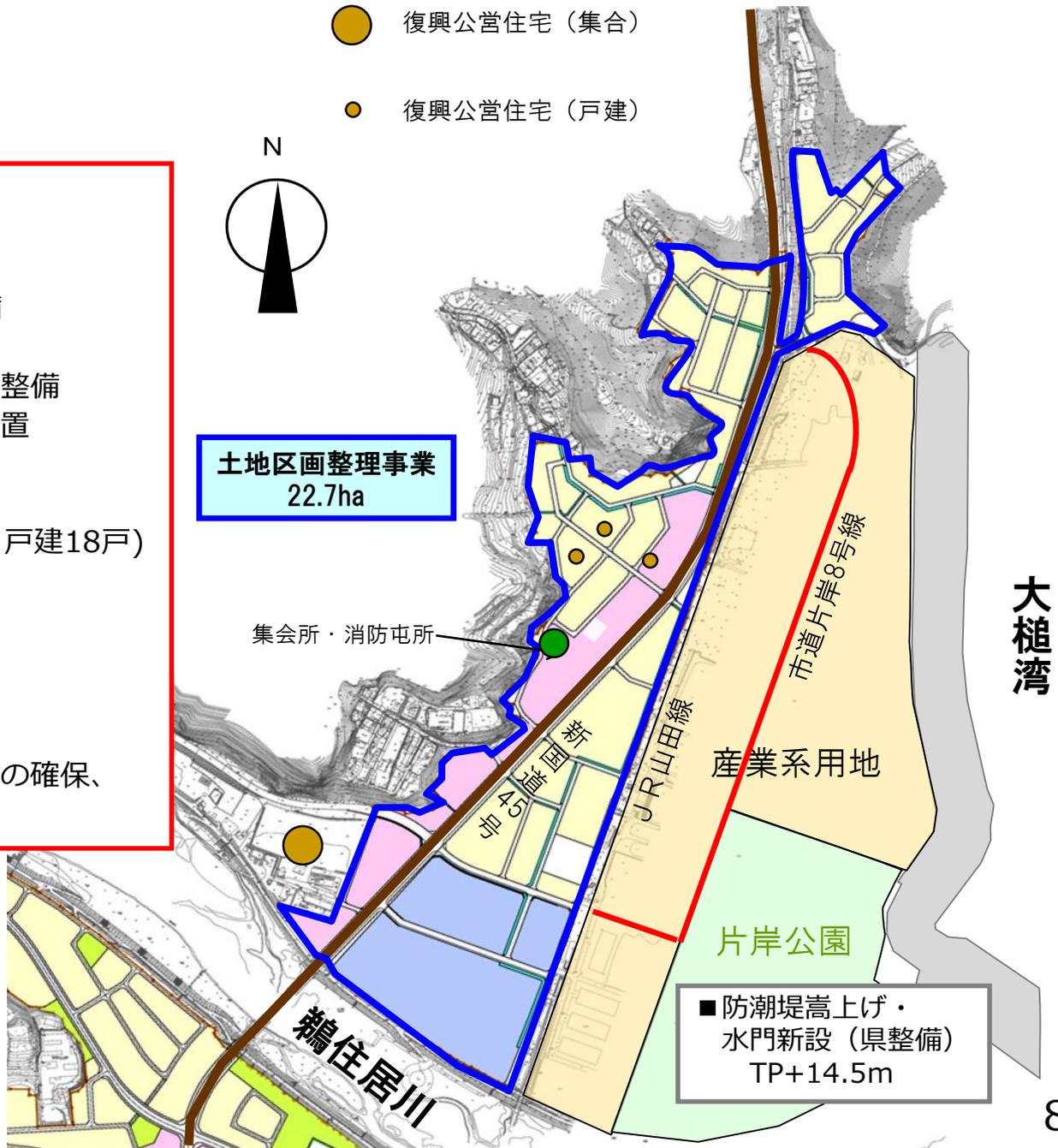
◆公共施設の整備

- ①復興公営住宅の整備(集合17戸:県、戸建18戸)
- ②集会施設、消防屯所の整備

◆産業の再生

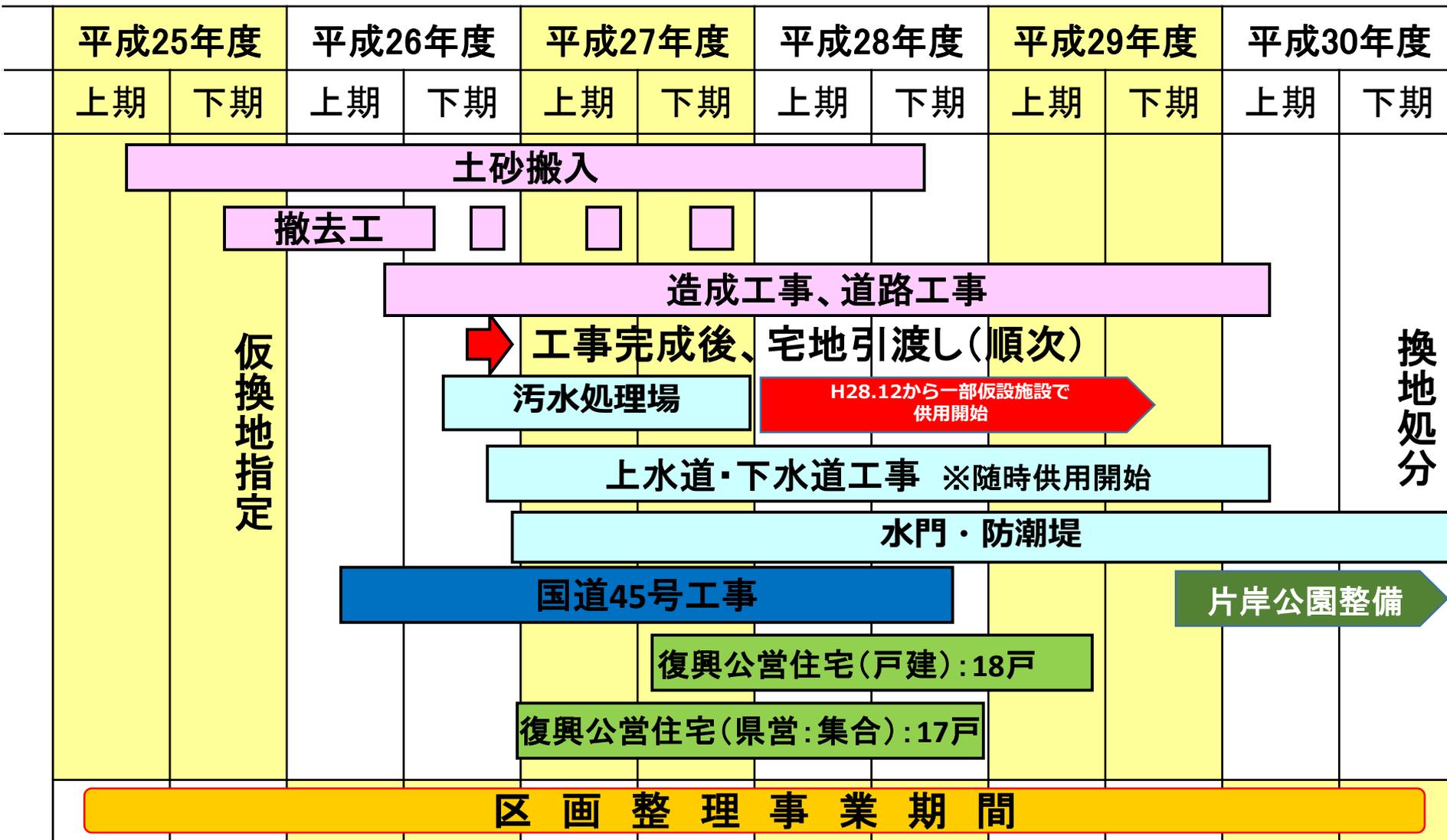
- ①企業の立地
- ②国道45号沿線への事業所等の立地
- ③漁港の復旧、漁港施設の整備、漁船の確保、
養殖漁場や漁業関連施設等整備

※現時点での計画であり、今後の
手続き等において変更があります。



工事スケジュール

片岸地区



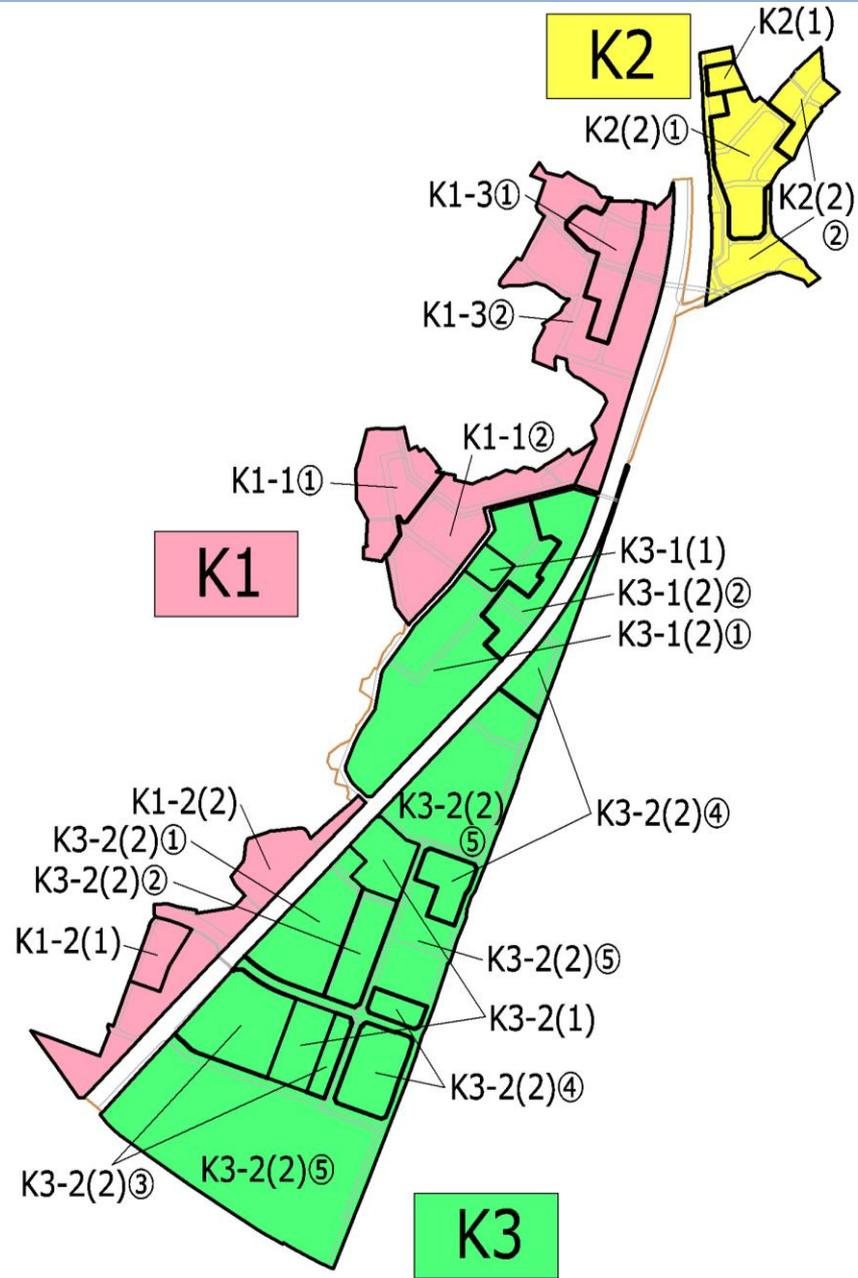
仮換地指定

換地処分

※ 状況に応じて変更することがあります。

片岸地区 宅地引渡しエリア図

※ 工事の施工箇所等は、実施の過程で変更となってくる場合があります。



宅地引渡しスケジュール

片岸地区

: 支障物・構造物撤去ほか
 : 盛土ほか
 : 整地・インフラ整備
 : 宅地引渡し期間
 : 事前引渡し時期（建築工事着工可）
 : インフラ整備完了時期

平成29年11月6日現在



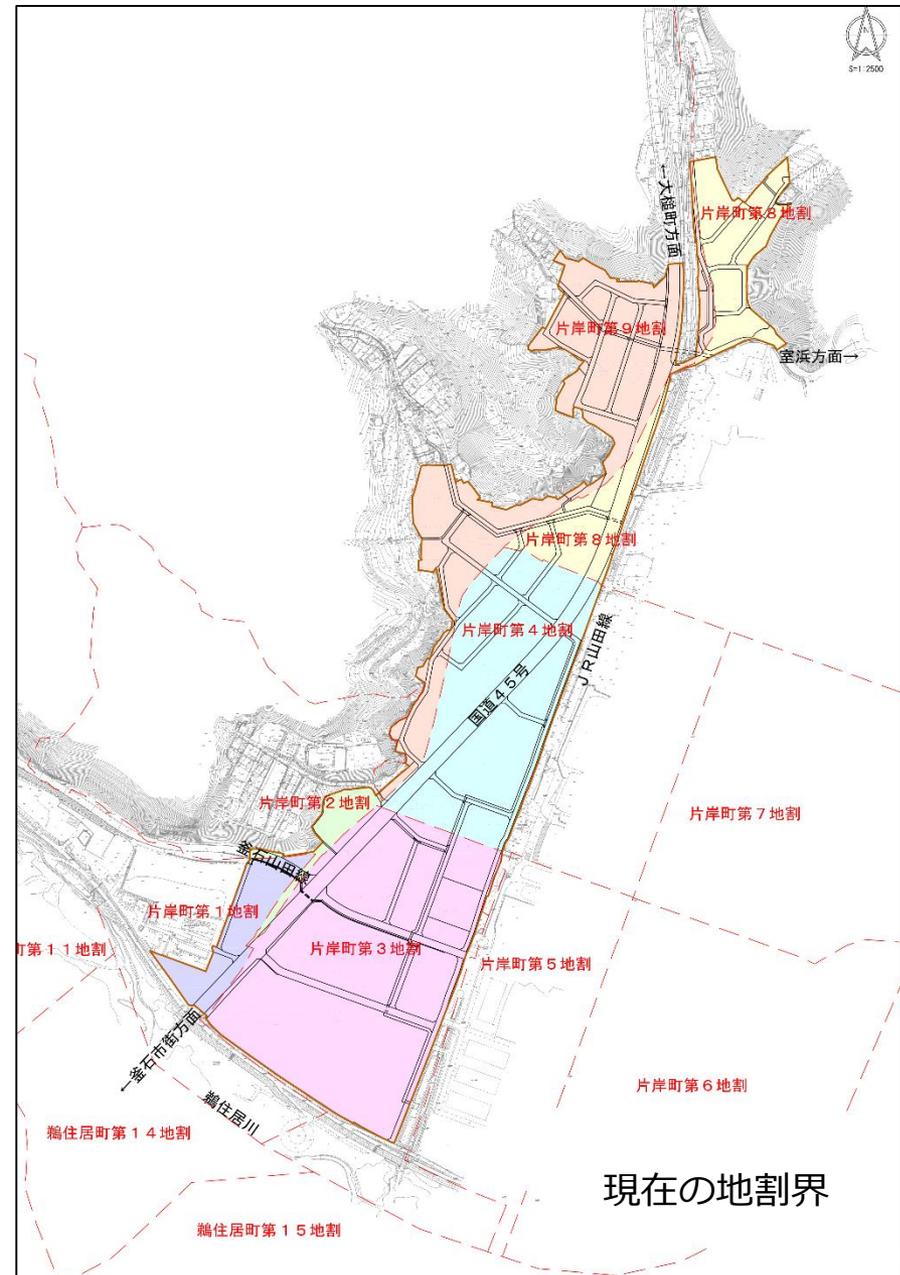
用途	地区	事前引渡し 予定時期	2016年度（H28年度）												2017年度（H29年度）												2018年度（H30年度）											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
			換地	K1-1①	H30.3	盛土ほか									整地・インフラ整備																							
K1-1②	H29.2～ H29.11	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K1-2(2)	H29.11	(国道整備)						盛土ほか						整地・インフラ整備																								
K1-3①	H29.9	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K1-3②	H30.1	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K2(2)②	H30.3	宅地引渡し												整地・インフラ整備																								
K3-1(2)①	H29.2、 H29.6	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-1(2)②	H30.1	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-2(2)①	H28.4～ H29.6	事前引渡し時期			盛土ほか						宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-2(2)②	H29.8	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-2(2)③	H29.9	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-2(2)④	H29.12	盛土ほか									宅地引渡し			整地・インフラ整備																								
K3-2(2)⑤	H28.4～ H28.12	事前引渡し時期			盛土ほか						宅地引渡し			整地・インフラ整備																								

4. 町界町名変更について

(1) 町界町名変更の必要性

町界町名変更の必要性

- 土地区画整理事業により、道路河川等の位置が変更したため、現在の地割界（町界）の位置が実態に合わなくなっています。
- また、土地区画整理の換地処分により、従前の地番は使えなくなり、新たに土地の地番が振り直されます。住所が必ず変更されます。
- そのため、土地区画整理の換地処分に合わせ、町名地番の変更が必要となっています。
- 町界・地番の変更にあわせ、新町名の導入を実施したほうが、町名地番の整理が効果的にできます。
- 町界町名変更の決定にあたっては、住民の皆様の見解を聴きながら進めてまいります。



(2) 町界町名変更のスケジュールについて

○素案の作成（平成29年6～9月）
町内会役員会と町界町名変更案の素案を協議

○案の検討（平成29年11月：今回）
住民説明会及び町界町名変更案作成のためのアンケート実施

○案の決定（平成29年12月予定）
アンケート結果に基づき住民説明会の開催

○町界町名変更の議決（平成30年3月予定）
地方自治法第260条に基づく市議会の議決

○住所の変更
換地処分の公告の翌日に住所が変更されます

(3) 住所について

- 住所は土地の地番に基づき決まります。**(住居表示は実施いたしません。)**
- 住所は換地処分の公告の翌日に変更されます。
- 従来の地番は消滅するため、同じ住所にはなりません。

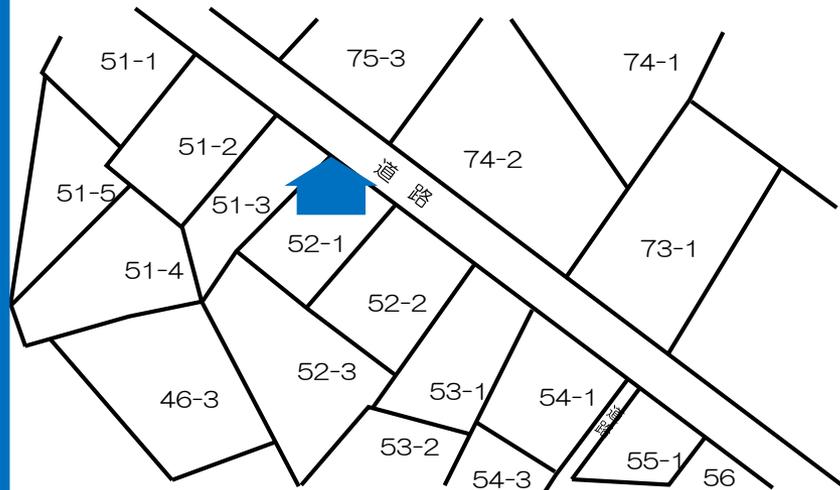
区画整理事業前

土地：片岸町第8地割 52番1

町名

地番

住所：片岸町第8地割 52番地1



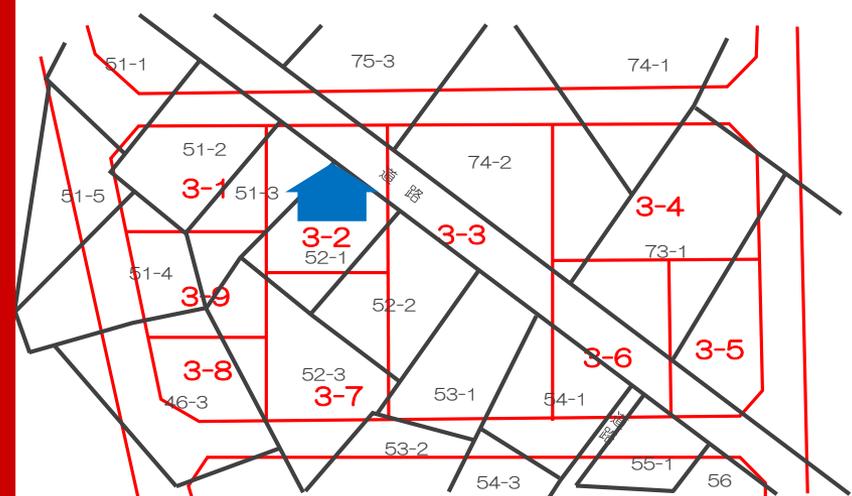
区画整理事業後

土地：〇〇町×× 3番2

新町名

新地番

住所：〇〇町×× 3番地2



黒字：事業前
赤字：事業後

(4) 町界町名変更「案」の検討

- 土地区画整理事業に伴い**新町名を導入**すると、**町名地番がより効果的に整理**されます。
- 新町名を導入しない場合は、地割の最終地番の後の空き地番を利用します。
(例) 片岸町第8地割の場合
最終地番が「150番」 ⇒ 新しい地番は「201番」から順番に付番
- 土地区画整理事業の**施行区域内のみ**町名地番の変更を予定しています。
- 新町名の名称の決定にあたっては下記の点を留意する必要があります。

町名の定め方

- 従来の名称に準拠して歴史上由緒あるもの、親しみの深いもの、語調の良いもの等を選択する。
- 新たに町の名称をつける場合には、常用漢字を用いる等簡明を旨とする。
- 同一の町の名称又はまぎらわしい類似の町の名称が生じないようにする。
(まぎらわしい例)
 - ・片岸町第1地割 1番地1
 - ・片岸町 1丁目 1番地1※省略形が同じであるため、「片岸町1丁目」を使用する場合は、地番の重複がないよう地番の工夫が必要である。

町界の定め方

- 境界は道路、水路その他恒久的な施設等に沿って設定する。
- 1つの町(丁目)の大きさは、2万坪(約66,000㎡)～4万坪(約132,000㎡)
- 町の数4～7に分割する。

地番の定め方

- 地番は道路で囲まれる街区ごとに、まとまりあるよう付番する。

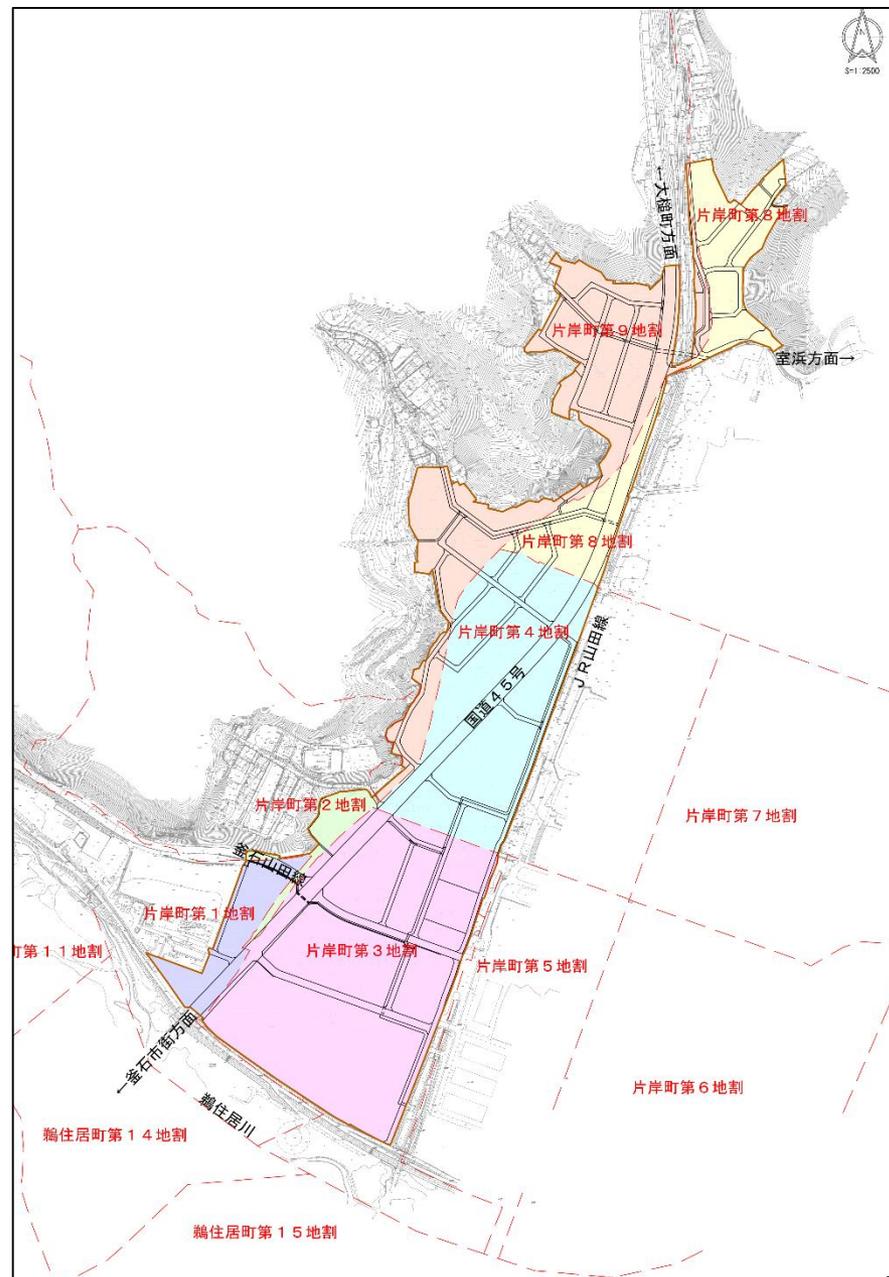
(5) 地割界 (町界) の現状

従前の地割の状況

- 従前の町名は、「地割」を利用している。
- 地割の界は旧国道や河川などの位置に合わせて設定されている。
- 事業施行区域内には1、2、3、4、8、9地割が存在する。
- 事業施行区域内の町内会は、「片岸町内会」である。

地割 (町) の区域の変更

- 町の界が新しい道路等に合わなくなったため、町の区域の再設定が必要となっている。



(6) 町界町名変更案 (案2)

変更案

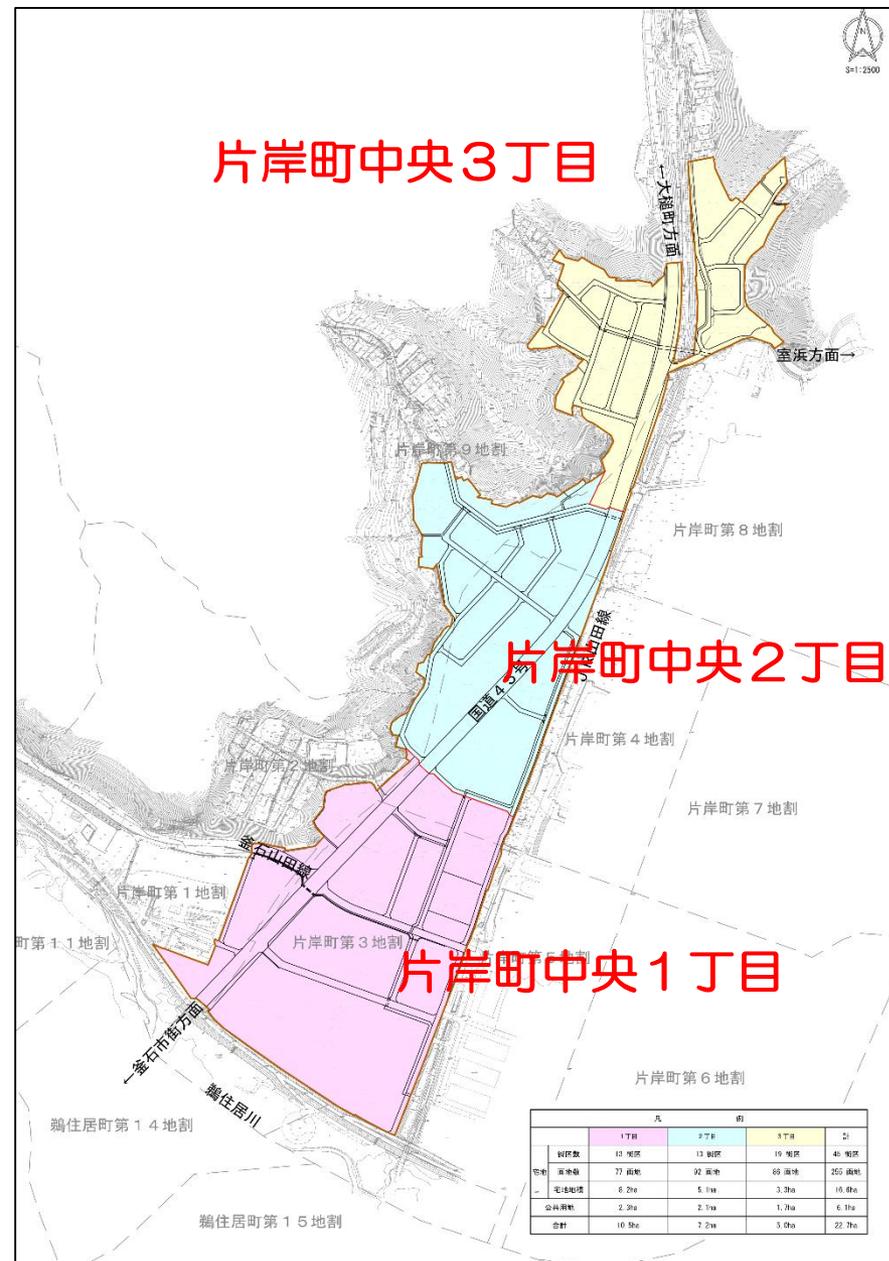
- 町の区域は3つの町に分割する。
- 新町名を導入し、町名は「片岸町」に、文字を追加し、「丁目」で表記する。

【町名例】

- 片岸町中央1丁目～3丁目
- 新片岸町1丁目～3丁目
- 地番は、街区ごとに親番を、画地ごとに枝番を付番する。
- **施行区域外** (白地の部分) は町名地番が変更されないため、**異なる町名**になります。

表示の例

住所：片岸町中央1丁目8番地1



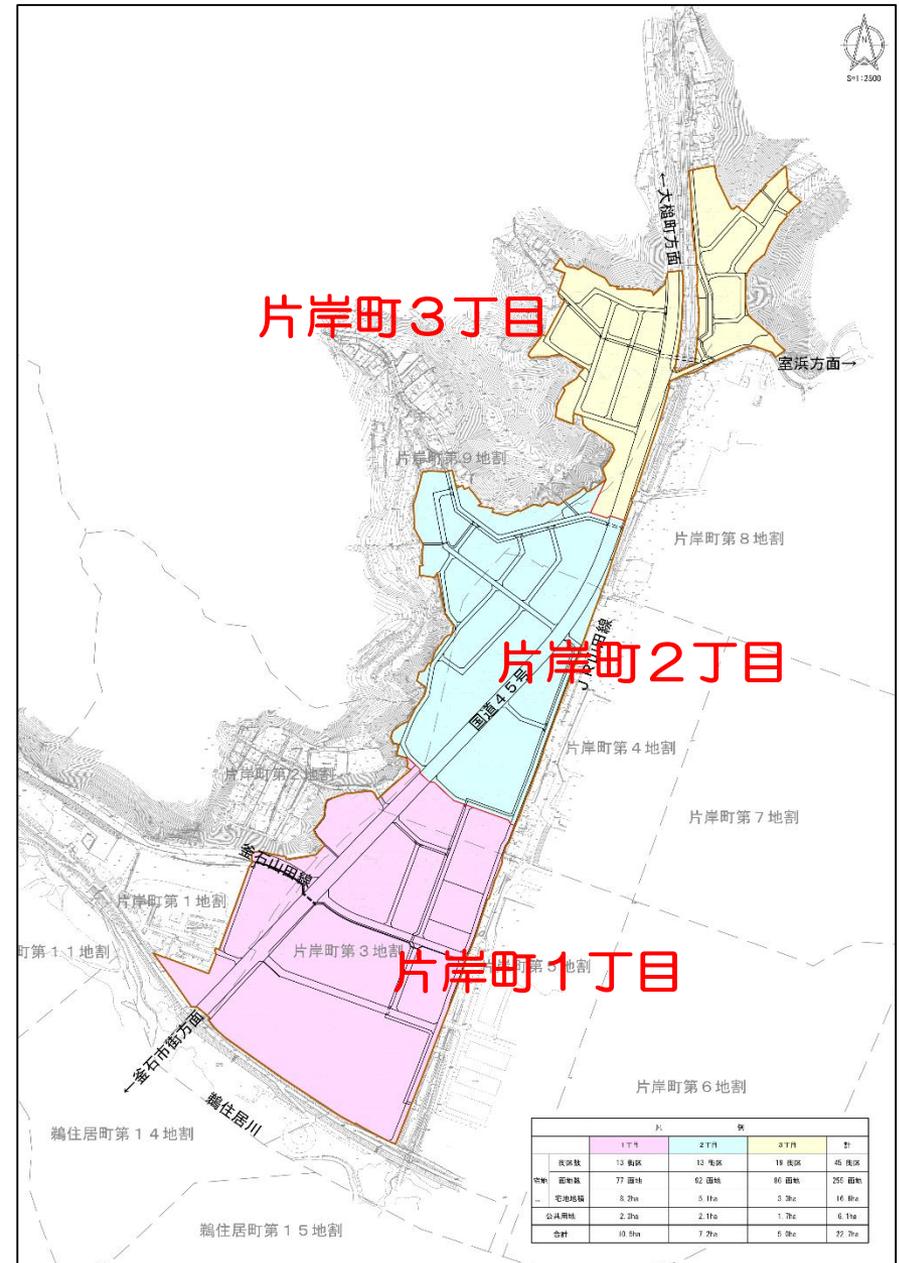
(6) 町界町名変更案 (案3)

変更案

- 町の区域は3つの町に分割する。
- 新町名を導入し、町名は「片岸町」と「丁目」で表記する。
【町名例】
 - ・片岸町1丁目～3丁目
- 地番は、従来の町名の地番と重複しないよう街区ごとに100番単位で設定する。
 - ・地番の例
101番、102番… 201番、202番、
1001番…1102番…2202番…
- 施行区域外 (白地の部分) は町名地番が変更されないため、異なる町名になります。

表示の例

片岸町1丁目 801番地
片岸町1丁目 1001番地



(7) アンケートの実施について

アンケートの内容

- アンケートは、町界町名変更の案を作成するため実施します。
- 「新町名」と「町の界」の案について意見を募集します。
- 提出先 郵送 または
釜石市 都市整備推進室
鵜住居地区生活応援センター
- 提出期限
平成29年11月13日(月)

町界町名変更に関する住民アンケート回答用紙

別紙「住民アンケートのおねがい」をご一読し、ご家族などともご相談のうえ、ご回答願います。
問1 あなた(回答者)に該当する年代を丸で囲ってください。

土地区画整理事業に伴う
町界町名変更に関する住民アンケートのおねがい

片岸地区では、土地区画整理事業の事業終了(換地処分)に合わせ、町界町名の変更を予定しております。
そこで、町界町名の変更に関し住民の皆様がどのような意見をお持ちなのか、お考えをお聞かせください。
町界町名の決定にあたり、このアンケート結果をもとに町名町界の変更案を作成します。
なお、このアンケートは、片岸地区にお住まいの方または土地区画整理事業施行区域内に土地をお持ちの方を対象に行っております。

回答方法

別紙のアンケート回答用紙に回答をご記入のうえ、
平成29年11月13日(月)までに下記の方法でご提出ください。
・郵送(同封の返信用封筒にて、期日までにポストへ投函してください)
・釜石市都市整備推進室 または 鵜住居地区生活応援センターに持参

ご不明な点や調査に対するお問い合わせは下記担当までお願いします
釜石市 都市整備推進室 区画整理係
電話 0193-27-8437(内線 471・157)

町界町名変更のスケジュール

・町界町名変更のスケジュールは次のとおりです。

```
graph TD; A["◎アンケート及び住民説明会(11月実施)  
変更案作成のための住民アンケートを実施"] --> B["◎変更案の作成  
住民アンケートの結果をもとに変更案を作成"]; B --> C["◎町界町名変更案の決定(12月予定)  
住民アンケート結果に基づき住民説明会の開催"]; C --> D["◎町界町名変更の議決(3月予定)  
地方自治法に基づく市議会の議決"];
```

1

町界町名変更案について、片岸町内会役員会と協議を重ねた結果、役員会の意見は以下のとおりです。

- 案2、案3（丁目を使用する案）では、町名地番が変更されない施行区域外と町名が異なってしまふ。
- 同じ町内会の中で異なる2つの町名が存在すると、町内会が分断された感じになり、好ましくない。
- したがって、町内会役員会としては、施行区域の内外で町名が同じになる
「案1：現在の地割界（町界）の位置のみ変更」を希望したい。

5. 片岸公園の整備について

片岸公園整備の概要

公園整備の目的

- 東日本大震災規模の津波発生時、防潮堤を越流した津波を湛水させる。
- 津波漂流物を補足する目的で公園外周に植樹を行う。

⇒直接的な被害を軽減、防止させることを目的（減災公園）。

減災公園との位置付けであることから、一般の公園にあるような施設の設置は困難ですが、憩いの場としても使用していただきたいことからワークショップを開催し、意見を伺うこととしました。

ワークショップでいただいた意見



ワークショップ開催が11月3日であり、事前資料発送時は記載できないため、このページについては、11月6日当日スクリーンと紙資料でお伝えします。

片岸公園整備における今後の予定

平成29年12月～平成30年1月の間に第2回目のワークショップを開催予定。第1回目のワークショップをふまえた計画図の修正報告をいたします。

今後の予定：現在～平成30年6月までに用地買収を完了
平成30年2月～3月⇒第1期工事を発注
平成32年3月末⇒完成予定

6. 消防水利・街路灯の整備について

消防水利の整備について

● 消火栓及び防火水槽の配置

消火栓等から半径120mの円でカバーできるように配置する。

新設消火栓 13カ所

新設防火水槽 2カ所

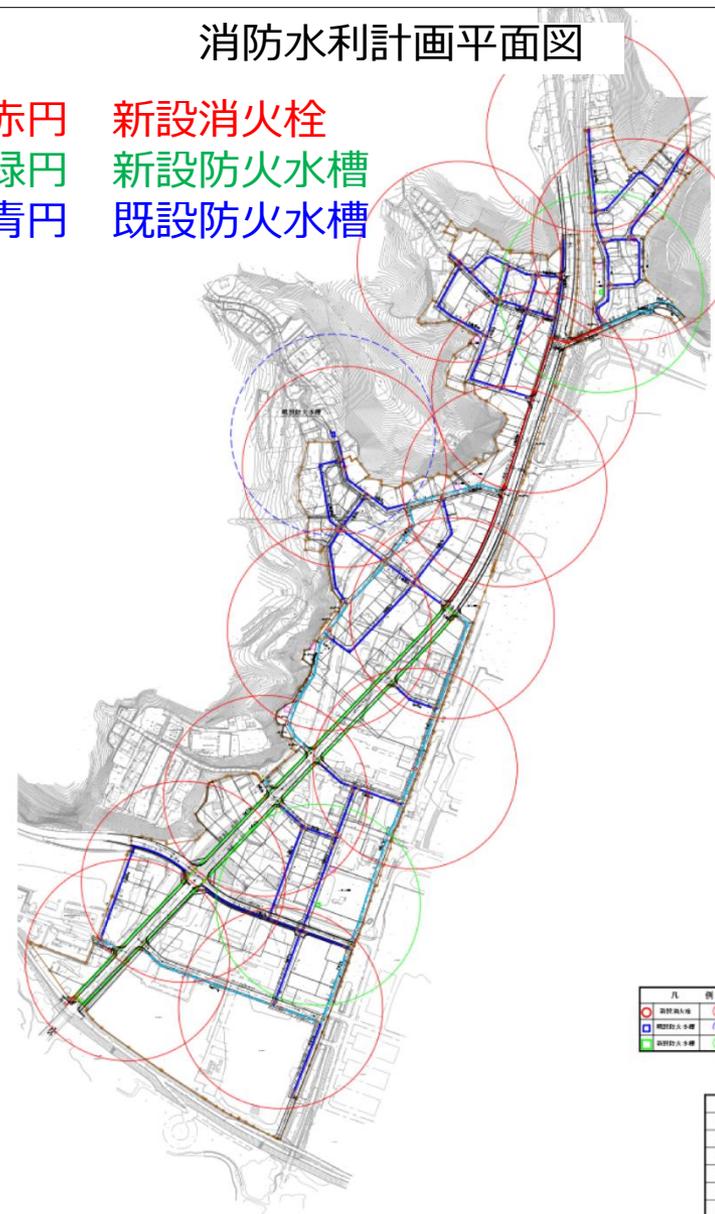
● 供用開始の時期

消火栓 上水道の整備完了後
随時

防火水槽 平成29～30年度
予定

消防水利計画平面図

赤円 新設消火栓
緑円 新設防火水槽
青円 既設防火水槽



凡例	管径	管長	個数
○	φ75	120m	13
□	φ100	120m	1
■	φ150	120m	2

凡例	管径	管長
—	φ75	—
—	φ100	—
—	φ150	—
—	φ200	—
○	消火栓	—
□	防火水槽	—

街路灯の配置は、基本的に道路交差点部を中心に考えております。

街路灯の整備につきましては、今後、素案をお示ししながら、地元の皆様と配置を決めていきたいと計画しておりますので、引き続きご協力をお願い申し上げます。

7. 集会所・消防屯所の整備について



至 大槌



集会所及び消防屯所
建設場所



施設名称：片岸集会所

経緯：東日本大震災で流失した片岸集会所を、国の補助事業を活用し、復旧整備するもの。

構造：木造1階建

延床面積：198m²以内

概要：ホール・会議室・調理室・トイレ等

設計業務：平成29年度

建設工事：平成30年度

施設名称：片岸地区消防屯所

経緯：東日本大震災で流失した第6分団第4部の消防屯所を、国の補助事業を活用し、復旧整備するもの。

構造：木造1階建

延床面積：約100m²(敷地面積約750m²)

概要：ホース乾燥塔、掲示板付消防屯所
単独整備予定、駐車場12台分整備
予定（集会所共用）

設計業務：平成29年度

建設工事：平成30年度

8. JR山田線復旧の進捗状況について



■ JR山田線復旧の進捗状況(釜石市)



両石こ道橋の状況



鵜住居駅の状況



鵜住居こ道橋の状況



第三釜石街道架道橋の状況

9. 意見交換
